

## 電気メーター一切替えトラブル急増！

平成28年4月1日に電力の小売全面自由化が始まり、新たな事業者からの電気の供給が行われるようになりました。

消費生活センターは、主に消費者からの相談を受ける機関ですが、8月下旬から市内近郊の事業者から電気に関する相談が急増しています。

### 【事例1】30歳代・和寒町・農業

電力会社を名乗り「電子ブレーカーを設置すると電気料金が安くなるので使用電力を見せてください」と訪問され納屋に通した。すると、「契約しているよりもモーターが5倍あり契約違反となります。立ち入り調査が入ると電気料があがるよ。当社の電子ブレーカーを設置すると主開閉器契約容量が4kwとなりお得です」と説明されリース契約書に押印した。しかし、口座引落しの銀行印が手元になく工事日に押印することにした。その間、ネットで事業者を調べると悪評が多く、不信感がつり解約の電話をした。すると、申請書の提出を理由に違約金112,946円請求されたが、クーリング・オフしたい。

### 【事例2】60歳代・剣淵町・農業

9月2日、「電気メーターを交換すれば料金が安くなる」と電話があり、3日後に事業者が訪問した。メーターを交換すると自動化され、毎月の検針が不要になる」と説明を受け契約した。しかし、契約書の内容も詳しく書かれてなく工事にも来ない。だまされたのではないか。

### 【ひとこと助言】

- 事業者間の取引には、消費者への保護ルールのような特定商取引法で定められたクーリング・オフの適用が除外されているので、安易に契約するのは禁物です。また、リース契約は途中解約ができないため電力自体のトラブルが起きた場合でも契約は継続します。
- 【事例1】では、機器の設置が完了していないうえ、リース契約書面などを交付されていない点などを主張し解約希望を伝えること、地元電力会社に今現在どのような契約になっているか確認するよう助言しました。
- 【事例2】は、大手電力会社から他業者への切替え契約です。契約書面は、農機具用の動力だけではなく、家庭用の電気契約の切替えが締結されており、クーリング・オフについての記載がありました。書面不備のため当センターから事業者に連絡をすると、無条件解約期間は過ぎていたが解約に応じると返答されました。
- 不安に思うことやトラブルになったら、下記にご連絡ください。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

